

大阪大学会館規程

(設置)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）に、大阪大学会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、本学における教育研究活動の促進に資するとともに、社会学連携、産学連携及び国際連携の推進に寄与することを目的とする。

(会館の施設)

第3条 会館に、次の施設を置く。

- (1) 講堂
- (2) アセンブリー・ホール
- (3) 来賓室
- (4) 会議室
- (5) セミナー室

2 会館に、前項に掲げる施設のほか、事務室その他の共用施設を置く。

(管理運営)

第4条 会館の運営に関する責任者は、本部事務機構の資産管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）とする。

(施設の使用)

第5条 第3条第1項に掲げる施設は、次の用途に使用することができる。

- (1) 本学が主催する会議、行事等
- (2) 本学の教職員、同窓会等が主催する講演会、研究会等
- (3) 本学の課外活動団体の発表会等
- (4) 企業等が主催する講演会等
- (5) 本学の教職員が関係する学会その他の学術団体が主催する講演会、研究会等
- (6) その他資産管理責任者が適当と認めるもの

(総合学術博物館等の利用)

第6条 第3条に定めるもののほか、会館の一部を、総合学術博物館、知的基盤総合センター、社会ソリューションイニシアティブ、21世紀懐徳堂及び適塾記念センターが利用するものとする。

(事務)

第7条 会館に関する事務は、関係部局事務部の協力を得て財務部資産管理課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。